

食品安全委員会企画専門調査会

第5回会合議事録

1. 日 時 平成15年12月3日(水) 10:00~12:13

2. 場 所 食品安全委員会7階大会議室

3. 議 事

(1) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について

(意見の取りまとめ)

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

富永座長、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、海津専門委員、
近藤専門委員、澤田専門委員、武見専門委員、羽生田専門委員、福土専門委員、
門傳専門委員、山本専門委員、和田専門委員、渡邊(和)専門委員、
渡邊(秀)専門委員

(専門参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会)

寺田委員長、寺尾委員長代理、坂本委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 高井企画情報課長、中垣基準審査課長

農林水産省 佐藤消費・安全政策課長、姫田消費者情報官

環境省 柏木水環境部企画課長

文部科学省 小熊学校健康教育課課長補佐

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

5．配布資料

資料 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)(案)

参考資料

6．議事内容

富永座長 皆様おはようございます。本日御出席予定の委員の先生方がおそろいでございますので、ただいまから第5回の企画専門調査会を開催させていただきます。

本日は、専門委員の中では渡邊治雄専門委員が御欠席でございます、15名の専門委員、それから、服部専門参考人が御出席で、久野専門参考人は本日は御欠席です。食品安全委員会からは担当委員である寺尾委員長代理、坂本委員、それから、本日は寺田委員長にも御出席いただいています。

本日も、これまで2回の専門調査会と同じように、関係省庁の関係者にも御出席いただいておりますけれども、時間の関係で前回にも御紹介しましたので、本日は名簿を御覧いただいで御紹介に代えさせていただきます。

それでは、まず、議事に入らせていただく前に、事務局の方から資料の確認をお願いいたします。

岩淵総務課長 それでは、資料の確認をお願いいたします。

初めに、企画専門調査会議事次第。紙の節約のために裏面までコピーしております。

それから、専門委員名簿、座席表がございます。それから、ただいま座長からお話ございました関係各省からの出席者一覧がつけてございます。

その次に、本日御審議いただきます「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)(案)」でございます。今回のこの会議で使用する資料とわかるように、今回から右肩にこのような囲みをつけてございます。

それから、最後に厚い資料ですけれども「参考資料一覧」ということで、各省に対応した参考資料がとじられているもの。

以上でございます。

富永座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の企画専門調査会第5回会議事次第を御覧いただきたいと思います。食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項につきましては、これまで2回の会議で当専門調査会において、いろいろと御審議いただきました。この過去2回の審議結果に基づいて、その後も必要に応じて関係省庁あるいは関係者から御意見を聴きながら、基本的事項に盛り込むべき事項について素案をつくっていただくように事務局の方をお願いしております。その案につきましては、既に各専門委員の方にお送りしておりますので、今日までにお目通しいただいていることかと思えます。本日は、この素案を基に御審議いただきまして、当専門調査会としての意見を取りまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではまず、事務局の方から資料の御説明をいただきたいと思います。

岩淵総務課長 それでは、お手元の「食品安全法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)(案)」の資料を御覧いただきたいと思います。

この資料の内容ですけれども、これまで2回にわたって御議論いただきました大判の討議用資料の「今後の方向」のところに書いてあった記述を、ほぼそのまま文章にしたものでございます。ただ、今までの御議論の中で既にいただいております御意見あるいは表現を改めた方がよいと思われた部分につきまして、そこを修正いたしまして、本日このような体裁の資料にしたということでございます。そういった御意見があつて変更した部分などにつきまして、重点を置いて説明を申し上げたいと思います。

まず、表紙と、それから、見やすいようにということで目次をつけております。

1ページを御覧いただきたいと存じます。まず、初めに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)(案)」となっております。「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について本専門調査会において取りまとめた意見は、下記のとおりである」ということです。この「記」から下の部分ですけれども、ここは今までの資料に入っておりませんでしたので読み上げます。

(資料「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について(意見)(案)」の「前文」部分朗読)

このような前文を加えまして、基本的事項の趣旨を明確にするということ、それから、これから後の記述に主語が入っていないということもございまして、一体誰がやるのかというような議論もあったわけですけれども、「政府は」ということで、措置を講ずる主体が政府であるということをはっきりと示すという意味がございまして、

では、次に第1「食品健康影響評価の実施」の部分でございます。法律ですと第11条に相当する部分で、ここが食品安全委員会に直接かかわる部分で、新しいリスク評価という概念に関する部分でございますし、特に詳しく長くなっているということです。

まず読み上げます。

(第1「食品健康影響評価の実施」部分朗読)

ここまでが、第1の食品健康影響評価関係でございます。主な留意点・変更点を御説明申し上げます。

まず、1ページに戻っていただきまして、ここはどうしても長くなってしまっているんですが、基本的に法律の条文に則して書いておりますけれども、要因と状態が入り組んでいるというお話がございまして、分量は多くなってしまいましたが、要因と状態をそれぞれ分けて書くことにいたしました。

それから、評価の対象となる要因について、例示をすべきではないかという御意見があって、その例示をこの中に入れ込むことも試みたんですけども、更にわかりづらいということで、参考資料をごらんいただきたいんですが、3ページに「生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態の例」という表をつけておりまして、これはマトリックスになっているんですけども、表の左側を見ていただくと、食品に含まれる人の健康に影響を及ぼすおそれがある要因と、食品が置かれる人の健康に影響を及ぼすおそれがある状態という、含まれる要因と置かれる状態という2種類がある。それぞれについて生物学的なものや化学的なものや物理的なものがあるという、2×3で6通りのものがあるということで、食品に含まれる要因で生物学的なものは食中毒菌とかウイルスとか寄生虫。それから、食品に含まれる要因で化学的なものは農薬とか動物用医薬品とか添加物など。それから、食品に含まれる要因で物理的なものは異物とか放射線などといったことになります。それから、食品が置かれる状態の方ですけども、生物学的なものは菌叢、腐敗。それから、化学的なものはpH、物理的なものは温度ということでございます。これを文章に入れ込むと、更にわかりにくくなっていかんということで、この表自体を参考資料としてつけるという事にさせていただければと思います。

それから、1ページにお戻りいただきまして、第1の1の(1)の最後のところに「また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公平に行われなければならない」と書いてございます。この「また」以下は新たに加えた部分ですが、リスクコミュニケーション専門調査会の方からいただいた意見に基づきまして、このような記述を加えました。

それから、細かくなりますが、1ページの下の「カドミウム等」の後に「周囲の環境に含まれる」云々とあったんですけれども、ややこれもくどいのでとったとか、2ページの一番上のところで「又は作用し」というのが加わっていますが、これは放射線が作用するという意味で書いたとか、幾つか表現を改めたところはございます。

それから、先ほど申しましたけれども、要因と状態をそれぞれ文章を分けたということで、
とも「・」が2つになって書き分けております。

それから、細かいところは省略いたしますが、3ページの真ん中よりも下の辺り、(3)でございますが、これは緊急を要する場合で、あらかじめ評価を行うことができないという場合に、関係各大臣がまず緊急に必要なリスク管理措置を講ずるという部分なんですけれども、その場合に、その後事後的に評価を要請しなければならないということを書いております。資料の方では条文番号だけ引用しておったんですが、わかりづらいということで中身を書きました。

それから、4ページにまいりまして、一番上に
とございまして、「食品健康影響評価に関するガイドラインの作成」という記述が、この部分で加わっております。これは、もともと第6の試験研究のところには実はこれに相当する記述があったんですけれども、試験研究というより評価の手順の話ではないかということで、こちらの方に引越しをしたということと、それから、もともとの記述ですと「一般的なガイドライン」とだけ書いてあったんですが、すべての危害要因に共通する一般的なガイドラインというのは、それはそれであまり実際のでないということで、例えば添加物とか農薬とか、それぞれの危害要因別に必要なデータはどういうものかということを決めていくということでないと、使えるガイドラインにならないのではないかとということで、「危害要因等に応じた食品健康影響評価に該当するガイドラインの作成に努める」という記述に変えて、こちらに入れております。

それから、その少し下の(2)の
の部分でございます。「食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行う」、これが運営の在り方としての御意見の中にも盛り込まれてここに入っておったわけですが、更にその後「出された意見及びそれへの対応を公表するよう努める」、これは前回までの御審議の中で専門委員からございました意見に基づき、この記述を加えました。

それから、その下の(3)の
に「委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等により公表する」とございまして、もともとのものと、この前に「国民の関心が特に高い事項について」という限定をつけておったんですけ

れども、更に「必要に応じ」とあるので、そこまで限定する必要はないのではないかと
いうことで、それを落としておるということでございます。

第1については以上でございます。

第2にまいります。5ページです。

(第2「国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定」
部分朗読)

ここで御説明を要するのは、第2の(2)の「例えば」以下の記述です。これを追加しまし
た。これは、討議用資料では「現状」のところに書いてあった部分なんですけれども、施
策の策定の当面の重要な課題として挙げておくべきではないかということで、これらの既
存添加物名簿からの消除とかポジティブリスト制の導入とか、いわゆる健康食品について
の措置といったものについて適切な実施を図るという記述を追加したわけでございます。

(第3「情報及び意見の交換の促進」部分朗読)

ここは、いろいろと御意見がございまして、まず5ページですけれども、一番下のとこ
ろです。「基本的考え方」に(3)を追加いたしました。「リスクコミュニケーションの促進に
当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安
全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める」とこれはリスクコミュ
ニケーション専門調査会からの御意見でございます。

それから、6ページの2の(1)の部分ですけれども、「また」以下で「評価の開始から結
果に至る過程及び評価結果について、消費者等の理解を促進するよう」の「消費者等の理
解を促進するよう」というのを加えました。単にわかりやすくというのではなく、ターゲ
ットを示すということでございます。

それから、「このほか」の部分は「委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、
適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表す
る」というものを追加しております。実施状況の取りまとめと公表という御意見がござい
ましたので、この記述を追加いたしました。

それから、(2)の「また」以下です。これも追加いたしました。「また、リスク管理機関
は、他のリスク管理機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関
する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適
切な情報の提供に努める」とこれはリスクコミュニケーション専門調査会の意見を踏まえた
ということでございます。

それから、3「リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント」なんです

が、ここは最初の「委員会は」から真ん中ほどの「他の分野における」前までの部分を追加しております。これは、基本的な趣旨の説明が資料の中で欠けておったので、これを補った方がわかりやすいのではないかとということで、書いております。

あと、この後に例示が若干あったんですけども、2の(2)と重なることになるので削りました。

(第4「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」部分朗読)

ここは、緊急時対応の専門調査会から文書になったものが提出されておりますので、基本的にはそれを入れているわけなんですけれども、変えました点は、7ページの3「緊急対策本部の設置等」という部分です。緊急時対応専門調査会の御意見では、この緊急対策本部を必要に応じ、適切に設置するということが書いてあったんですけども、更に具体化して、食品安全担当大臣のイニシアチブというものを明記した方がいいのではないかとということで、ここの部分を加えております。したがって「食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する」ということです。なお、委員会の方の暫定の緊急時対応の指針では、食品安全担当大臣に当委員会が助言をするという規定がございますので、それを受けて食品安全担当大臣がこのようなアクションを起こすということを盛り込んだわけがございます。

(第5「関係行政機関の相互の密接な連携」部分朗読)

この部分ですが、7ページに戻っていただきまして、第5の1「基本的考え方」の冒頭部分の記述を追加しております。これは、もともと討議用資料では、連携の確保から話が始まってあったんですけども、その前に、まず食品健康影響評価が、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行わなければならないことから、このリスク管理機関が独立し、専門家で構成される行政機関である委員会において行うこととされたという、それをまず言った上で、一方で連携が必要であるということを行う必要があると思われましたので、そのようにしてございます。

それから、7ページの一番最後、(3)のところの関係行政機関に対する意見を述べるという委員会の機能につきまして記述を追加しております。

8ページにまいりまして、3「リスク管理機関相互の連携」のところなんですけれども、これももともとの資料ですと、「地方公共団体を含むリスク管理機関との連携を図る必要がある」というのが出てくるんですが、一体どういう関係になっているのかというのがわかりにくいのではないかとということで、国において関係省が総合的に実施するほか、地方と

の役割分担もあって多岐にわたる主体がリスク管理を実施しているという記述を加えたわけでございます。

(第6「試験研究の体制の整備等」部分朗読)

ここは8ページに戻っていただきまして、1「基本的考え方」、実はここだけ資料に基本的考え方が抜けておりまして、ここを追加いたしました。

それから、3「研究開発の推進」のところで評価のガイドラインの話がここにあったんですけども、これは先ほど御説明いたしましたように、第1の方に移しました。それが主な変更点でございます。

(第7「国の内外の情報の収集、整理及び活用等」部分朗読)

この部分は、まず9ページの2「情報収集の対象範囲」ですが「医療機関等関係機関」、これは民間も含むという意味ですけども、それから「学術専門誌」というものを加えております。

それから、10ページにまいりまして、3の(2)ですが「データベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める」、これは当委員会での御議論を踏まえて追加いたしました。

それから、4の(2)「委員会及び関係行政機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく国民に提供する」、これは情報提供についての記述が欠けておりましたので、追加いたしました。

(第8「表示制度の適切な運用の確保等」部分朗読)

ここですが、まず10ページにまいりまして、前回いろいろ御意見のあった部分でございますので、まず「基本的考え方」のところに、最初のパラグラフから次のパラグラフにかけてですけども、問題意識、現状についての記述を追加いたしました。

それから、同じ部分ですが「これを受けて」のパラグラフの4行目ですね。「消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され」という前回の御意見を踏まえまして、この記述を追加いたしました。

次の11ページにまいりまして、3「違反に対する監視及び指導」ですが、これも前回御意見をいただいて、監視だけでなく指導ということも加えよということで加えました。

それから、その部分の後段で「連携の強化」の後「地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める」、これは保健所ですとかあるいは関係の独立行政法人とか前回は御意見がございましたので、こういった形で追加をしております。

(第9「食品の安全性の確保に関する教育、学習等」部分朗読)

ここでは、第9の一番下の(3)と(4)の記述を追加いたしました。(3)につきましては学校教育等に係る部分ですけれども、前回もここでさまざまな御意見がございまして、文部科学省の方から今後の取組について御説明をいただきましたので、それに関する記述を追加したものでございます。

それから、(4)につきましては「農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の確保の各行程に関する理解を深める」ということで、農林水産省関係の取組についての記述を追加したということでございます。

(第10「環境に及ぼす影響の配慮」部分朗読)

ここは、記述の順番を入れ替えております。討議用資料では生産段階における環境への配慮というものを先に書きまして、その後、食品供給行程の各段階においての配慮を書いていたんですけれども、一般論である食品供給行程の各段階での配慮ということをまず先に書いて、更に、特に製造段階においてはこういうことをするという順番を逆にしたということでございます。

以上で御説明を終わります。

富永座長 大変長時間にわたり、懇切丁寧な御説明をありがとうございました。素案を読み上げていただいた上に、前回までの2回の専門委員会でいろいろ出された意見をどういふふう盛り込んだかという修文の部分も御説明いただきましたので、大変わかりやすかったことかと思えます。今からそれぞれの項目につきまして、御意見をいただきますけれども、本日の専門委員会がこれについての御意見をいただく多分ラストチャンスになると思いますので、時間はたっぷりございますから、どうぞ忌憚のない意見を述べていただきたいと思えます。この資料は、あらかじめ委員のお手元に送られていましたので、それぞれお考えいただいていると思えます。

まず、各項目ごとに御意見をいただきます。この第1「食品健康影響評価の実施」、これは総論的なものでございまして、ページ数から言いましても4ページにわたります。3分の1を占めております大変重要な項目ですが、とりあえず、この第1の項目についての更なる御意見がございましたら、お述べいただきたいと思えます。

門傳専門委員 3ページの2「例外措置の具体的内容」の(3)に緊急を要する場合の食品健康影響評価を行ういとまがない場合ということで書いてあるんですが、緊急事態ですからこれはいいんですけれども、緊急事態ですからいろいろな施策、例えば流通段階でのストップだとか生産を止めるとかいろいろ出てくると思うんです。これが安全委員会の部分

なのかわからないんですが、ただ、疑わしい場合は緊急事態ですから、そういった措置をせざるを得ないと思うんですけれども、現実的にそうはいても結果的にシロだという場合もあるわけですよね。そういった部分のフォローアップをどこがどういうふうにするのか。例えば、極端に食品安全委員会が責任を負わされるようなことになると、そういうグレーのものに対して躊躇するようでも困るわけですし、やはり疑わしきものはきちんと緊急事態ではやると。ただ、万が一、結果的にシロだった場合は、こういったフォローするというで委員会もある程度きちんとやれる、逆にそういった指導を受ける、例えば食品関連のメーカーであったり、とりわけ流通にかかわるものも、きちんとそういったものに対して協力ができるという部分の体制をどこかでつくっておくべきではないかと思うんです。そういった記述をここに入れるかどうかはまた別ですけれども、ここイコール緊急事態の部分があるんですが、そういったものが決して一方通行にならないで、なおかつ、硬直的にならないような表現なり政策をどこかの形で入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

富永座長 大変重要な御意見だと思います。事務局の方、いかがでしょうか。

岩淵総務課長 考え方といたしましては、今後の食品安全の確保に関する施策は、科学的知見に基づいて行われなくてはいけないということで、この食品安全委員会の評価を受けて、それに基づいて実際のさまざまな要素を考慮しながら、リスク管理機関の方で施策を決定していくというのが原則でございます。ところが、今、門傳委員が御説明されたとおりなんですけれども、ものによっては当委員会に評価を求めている時間もなく、その結果を待っていると危害が国民に及ぶような事態が生ずることもあり得るわけで、そういう場合には、リスク管理機関は、例えば食品の販売の禁止とか、さまざまなリスク管理に係る規制措置あるいは処分といったものを講ずる権限があるわけですので、まず、国民健康の保護の観点から緊急に措置を講じていくと。ただし、その場合には、事後的にこの委員会の方に評価結果を求めると。当然、事後的な評価結果を求めて、その評価結果が出た際には、その評価結果に基づいて措置処分を見直すということでございます。

それをこの部分に書いているわけなんですけれども、今申し上げたような仕組みが円滑にいかなければならないという趣旨でございます。どういう記述がいいのかというのは即座に思いつかないんですが、もう少し工夫をしてみたいと思いますけれども。

富永座長 その点は、留意してこれから運用していただくようにしましょう。

内田専門委員 直接この案とは関係ないんですけれども、4ページに何度も「ホームページ等により公表」あるいは「わかりやすく解説」という言葉があるんですが、是非、わ

かりやすく解説する際に、図表を使ったりあるいは重要な部分を文章の色を変えて必要な部分にリンクさせるとか、そういうことを行っていただきたいと思います。委員会で出された食品健康影響評価は貴重な結果だと思うので、是非一般の人にも本当わかりやすく解説することをお願いいたします。

富永座長 それは多分、考慮していただけたらと思いますけれども。

伊藤専門委員 先ほどの門傳さんのお話とちょっと絡むんですが、事後的に食品健康影響評価を要請するという部分で、この具体例に近かったアマメシバの件で、結局、最終的にどうなったのかという情報を関知していないんですけれども、時間がかかっているのかもしょかもしれませんが、参考までにその辺がちょっとでも情報があればと思います。

富永座長 厚生労働省の担当の方、お願いします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。

アマメシバによります細気管支炎の発生のおそれにつきましては、国内における2件3例の報告を踏まえて、食品安全委員会においてリスク評価を行っていただいた上で、厚生労働省として措置を講じたところでございます。この今回の措置というのは、あくまで暫定的な措置でございまして、先生御指摘のとおり、今後の関係企業からの申立てなどによりまして、その措置をまた見直すということが法的にも予定されているところでございます。現在のところ関係企業から資料を添えた申出というのはございません。

また、私どもにおきましても、疫学研究あるいは動物を用いた研究を一部始めておりますけれども、いまだその結果が出るような状況ではございません。結果が出た際には、公表したいと考えております。

富永座長 伊藤専門委員、よろしいでしょうか。

では、ほかに。

山本専門委員 3ページの「例外措置の具体的内容」の(1)の2番目の「・」の一番最後のところなんですけれども、「食品影響評価の結果に基づいて策定された施策の実効性を担保するために策定された施策」、この施策は多分リスクマネジメント機関がおつくりになるのでしょうかけれども、過去の事例から見ますと、リスク評価が適切に行われたかどうかはさておいても、リスク評価をきちんとやったけれども、マネジメントの方でうまくいかなかったんだということで責められた事例が多分あるんだと思うんです。そこはなかなか難しいので、行政監察の問題なのか何なのかということになってしまうので、基本法のところでどううたえばいいのか難しいところだと思いますが、この表現だとそのままいくと誤解されないかなと思ひまして。その辺の工夫をされたらいかがでしょうか。

岩淵総務課長 この部分は、典型的に言うと、例えば当委員会に何らかの食品の安全性に係る基準について、そのベースとなる食品健康影響評価を求められ、この食品安全委員会の方で評価結果をリスク管理機関に返し、リスク管理機関の方では、その評価結果に基づいて、例えば実際の食品中の残留基準を設定いたします。基準ができ、その後実際に、この基準を水際あるいは国内に流通している食品を検査して、基準を満たしているかどうかチェックをするわけです。それで、チェックした結果、基準違反の食品が見つかったというときには、基準に違反しておりますので、例えば、ここに出ているような廃棄命令の処分を出す、あるいは場合によっては許可の取消しをするという処分を講ずるわけです。ところが、そういう場合には、もともと根っこの基準自体について既に食品安全委員会の評価を受けていますから、その評価を受けてつくった基準に違反したものについて処分するに当たって、わざわざもう一度評価を受け直す必要はないので、要は、基準を守っていただくと、そのために必要な処分をするということ自体については、明らかにもう一回評価を求める必要はないんだということがここで書いてあるわけであります。そういう趣旨なんですけれども、ですから、実効性を担保するために策定される施策というのが、今申し上げたような趣旨が伝わらずに別のことに誤解されるのではないかという御指摘だと思いますので、もう少しうまい表現ができればと思いますけれども、ちょっと工夫してみたいと思います。

梅津事務局長 今の山本委員の御指摘は、評価のところがきちんとされても、その後の実効性確保措置で抜けていたら、あるいはそれが科学性がなかったら趣旨に反するのではないかという御指摘だと思います。その役割は、法律上はいわゆる勧告あるいは意見を述べるという役割で発揮されるべきものだろうと思います。御案内のとおり、委員会の役割は8つありますけれども、その3号でリスク評価の結果に基づく勧告と、それから、評価結果に基づいてとられる施策の状況をモニタリングして再勧告するという、その2つの勧告が盛られていることと、一般的に重要事項を審議して必要があると認められるときは意見を述べるという、第2番目の再勧告と意見を述べるという一般的な権限が与えられております。そういう意味で、今、委員の御指摘の点は、評価に基づいた実効性確保措置が不十分あるいは不適切であるという場合に、必要な対応をとるべきであるという意味では、4ページの4「委員会の行う勧告等」あるいはその一番下の(2)「意見」というところで、この機能を十分使ってやっていくべきものではないかという気がいたします。

富永座長 ありがとうございます。

ほかに第1の問題について。

和田専門委員 質問なのですが、3ページが一番上に「委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する」とありますけれども、具体的に考えますと、一般の国民からこういうことを影響評価してほしいというような希望を出すということが、どういう手順で委員会に届くような形になるのかということ、まず伺いたいと思います。

富永座長 では、今の和田専門委員の御質問に対して。

岩淵総務課長 「食の安全ダイヤル」という窓口がございますので、まず、そこに言っただけのものが一番早いのではないかと思います。

和田専門委員 それと、4ページが一番上にあります 「委員会自ら食品影響評価を行う場合」と先ほど質問したところと関係があるのかなと思うんですけども、「委員会は、当該評価事項決定に当たり」とありますが、対象がもし決まったときの評価対象事項の決定というのは具体的にどういうことなのか、ちょっと伺いたいと思います。

岩淵総務課長 この「当該評価事項の決定に当たり」というのは、要するに、評価の対象を決めるときにはという、このものについて評価するというものを決める際に、例えば、これから委員会としてある物質について評価しようとするときにはという意味でございます。

和田専門委員 そうすると、先ほどの対象そのものと、例えばこういう食品を具体的に対象を決めるということではよろしいわけですか。

岩淵総務課長 さようでございます。

福士専門委員 4ページに先ほども出ましたが、公表の手段として「ホームページ等により公表する」という表現がございますけれども、ホームページでは勿論公表するわけですが、これだけで表現としていいのかなというところがちょっと疑問がございまして、後ろの方に「報道機関、ホームページ等により公表する」という、別の項目のところにもそういう表現もございました。そこに何か違いがあるのかということと、ないとすれば、私は単に報道機関に属している人間だから入れろということではなくて、インターネットというのは、まだまだ情報の道具として限られたものであるもので、広く国民に周知を図るには、やはりある程度多様な手段での公表が必要だということで、「ホームページ等」というふうに「等」はついておりますけれども、限ったような表現というのは、逆にホームページで出ているからよしとしようというようなことにもとられますし、あと、報道機関という第三者的な、つまりその情報に対するほかの評価に基づいた情報というものと、それから、元の情報発信されたものを比較しながら見ることで見えてくるものもあると思います

ので、この辺の公表に関しての表現というのが、全体を通してばらばらになっているので統一された方がよかろうかなと思います。

富永座長 福士委員、ここの「ホームページ等」の「等」は具体的に何か御提案がございいますか。

福士専門委員 後ろの方の10ページの第7の項目の4の(2)には「報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく」となっておりまして、これが若しくはプラスアルファで何か、あとさまざま広報手段があたりになるとは思いますけれども。

羽生田専門委員 9ページの一番下にもっとありますよ。

福士専門委員 そうですね。ただ、これは情報収集の対象範囲ですから、若干違うかなと思われま。

富永座長 ありがとうございます。ですから、今のところを先ほどの10ページの報道機関と並列するような形で入れておけば、よりわかりやすいかもしれませんね。

事務局から御意見はございますか。

岩淵総務課長 御意見の趣旨でもう一度点検して、整合性のあるようにしたいと思います。委員会がいろいろな評価結果などの情報を公表する手段として、少なくとも今は必ずホームページは使っておるんですね。報道機関なんですから、当委員会がほとんどの場面で公開でやっているの、いわゆる終了後記者発表するみたいな形での資料提供はあまりしていない。この場で御覧いただいてお持ちいただいているような格好なので、記者発表的な形ですとそういう意味で限られてくると思うんです。その辺も含めて、表現をもう一度点検したいと思います。

福士専門委員 「機関」というような表現が適切かどうかはわかりませんが、手段として多様であるということ表現していただければと思います。

富永座長 ありがとうございます。

山本専門委員 4ページなんですから、(4)「食品健康影響評価の手法」についてなんですが、微生物に関する健康影響評価はわかりやすいんですが、「定量的な食品影響評価」というのがわかりにくいんです。どうもカテゴリーの違うものが2つ並べてあるような感じもしないでもないですし、具体的に大分御苦労されたようなんですけれども、「定量的な」というところは何か工夫はありませんでしょうか。

村上評価課長 評価課長ですが、委員おっしゃられますように、確かにこれはちょっと異なった観点からの項目が並列に書いてございます。定量的な健康影響評価の最たるものは、例えば微量の発がん物質について、どのような観点から、どこまでだったらいいとす

るのか、微量でもだめと言うのかということについて、きちんとした健康影響評価の考え方というものを明らかにしていかななくてはならないのではないかと。勿論がんの話だけではございませんけれども、そういう意味でゼロリスクを求めるのではなくて、きちんとそれぞれのリスクを量的に把握して、それに最も適した対応を講じるということについての基本的な考え方というものを検討しなければならないという趣旨で、ここに書いているものでございます。

富永座長 明快な御説明ですね。よろしいですね。

伊藤専門委員 3ページの「例外措置の具体的内容」ということで、「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合」と(1)に書いてございます。例外規定ということなので、「・」の2番目のところで「食品健康影響評価の結果を踏まえて策定された基準等に違反した場合の廃棄命令、許可の取消しなど」云々と書いてあります。法的な条文で難解な表現のところが多いわけですが、具体的に考えるとどうということかなということでも振り返って見たわけですが、これは山本委員にも代わって御質問させていただいている部分がありますけれども、昨年、建前上は通関OKで国内で販売している中国産のハウレンソウが、北海道の札幌の保健所の収去検査でクロルピリホスが基準値オーバーということで、食品衛生法何条違反かで行政処分を受けるわけですね。そのときに、港区の保健所から廃棄命令を受けましたそのロットについて。ただ、そのロット以外についても問題があるだろうと判断して、全量廃棄になったわけですが、その健康影響評価をこういう場合はもうやらないよということで判断するのか、例えば、ハウレンソウとコマツナの基準値の大きな違いをいろいろなところから指摘される場合もあるわけで、そういった整合性の部分を今後、比較的優先的にはやる気がないということなのか、そういったふうにごこの条文はとらえればいいのかと、今ずっと考えていたんですが、いかがなんでしょうか。

岩淵総務課長 残留農薬の基準について申し上げますと、この委員会で今、農薬の専門調査会で実際に審議に入っておりますけれども、食品健康影響評価の結果はADIの形で出ております。一日摂取許容量ですか。したがって、そういう意味では今おっしゃいましたハウレンソウとコマツナ、食品ごとに残留基準値は厚生労働省の方で設定されるわけですが、それはそれぞれの野菜の摂取量といったことを考慮して決められると思いますが、ベースになる食品健康影響評価そのものは同じADIに基づいて算定されるものだと思います。したがって、今のようなケースで、この委員会で食品健康影響評価を行うということは想定しておりません。

富永座長 よろしいでしょうか。

門傳専門委員 この部分だけではないんですけれども、先ほど冒頭にありました主語がない部分について、できれば政府とか担当大臣とかいろいろあると思うんですけれども、御面倒でも入れていただきたいんです。

あと、リスク管理機関とか関係行政機関とこの後に出てきますよね。これも一体どこからどこまでなのかわからないんですね。あと、当然国だけではなくて地方公共団体にも及ぶ場合もあると思いますので、そこを例えば括弧書きで一度入れていただくと、あとは最後に「等」を入れればいいわけですから、ケースによっては入るところと入らないところがあるわけで、少なくとも入るであろうと思われるところを是非入れていただきたいんです。わかったような、わからないような感じになってしまいますので、その辺を是非お願いしたいと思います。

富永座長 その点につきましては、後で十分検討していただきましょう。ありがとうございました。ほかに。

それでは、まだ9項目残っておりますので、今日じゅうに終わりたいと思いますので、次に移らせていただきます。

次は、5ページへ飛びまして、第2の項目「国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定」の部分につきまして、御意見をお願いいたします。特にないようでしたら次々いきまして、最後に時間が残りましたら、もう一度返りたいと思います。特段の意見がなければ、次々進みます。

では、第3「情報及び意見の交換の促進」、この項目はいかがでしょうか。

福士専門委員 これもちょっと細かい言葉上のことなんですが、ここでは「パブリックコメント」という言葉を使っておりまして、国民からの意見募集のような表現のところもほかの項目にあったと思います。まだカタカナ語は、パブリックコメントが定着しているかどうかはなかなか難しいところもあると思いますので、括弧書きで入れるとか、表現上やはり整合性を持たせるような御工夫をなさればよろしいかなと思います。

岩淵総務課長 実は、ここはちょっと意味を持たせて使い分けをしておりまして、パブリックコメントというのは、閣議決定に基づいて政府が実施しているものでございます。これは、規制緩和の観点から設けられた制度ですけれども、規制は法律で設けられる場合と政省令等で設けられる場合とありますが、法律は国会での審議を経てつくられるものですから国民の審査を受けるわけですけれども、政令以下になりますと、閣議あるいは各省レベルで具体的な規制措置を講じていくことになる。そうすると、国民の意見というもの

を反映する手続というものが欠けているのではないかと。そういう問題意識で、今申し上げた規制の創設とか改廃について、パブリックコメントをやるというルールを閣議決定で決めたんですね。そういう場合には、政府内でも「パブリックコメント」という言い方をしています。

一方で意見募集なんですけど、この委員会が行う、例えば評価結果についての御意見の募集とか、あるいはこの基本的事項もそうなんですけど、これは今申し上げたようなパブリックコメントの対象からいくと、そもそも規制ではないのでかかってこないんですね。しかしながら、御意見を伺った方がいいと思うので、そういうルールではないけれどもやるということでこの委員会は取り組んでいるわけなので、より広い意味で意見募集という言葉を使っているという使い分けで整理をしたつもりでございますが、もう一回よく点検してみようと思います。

福士専門委員 逆に、ここを読んだ場合、制度としてのパブリックコメントと受け取れなかったんで、これはこれというような仕分けをきちんと表現された方がよろしいのかなと思いますけれども。

富永座長 では、後で御検討いただきます。

ほかに、この項目について。

門傳専門委員 今のところなんですけれども、(2)が最初「リスク管理機関は」となっているんですが、ここに委員会は入っていないんですけれども、これは何か理由があるんですか。

岩淵総務課長 2の(1)が委員会のやることで、2の(2)がリスク管理機関が行うことということで書き分けているんですけれども。

門傳専門委員 (2)も委員会もやっていいのではないかという気はするんですけれども。例えば、共催で委員会と農水省、厚労省と一緒に何かやるとか、そういうことも多分、今まであったのかもわかりませんが、役割分担でこうなのかあれですが、この(2)の内容も、リスク管理機関だけではなくて委員会が入ってもあまり不自然ではないような気がするんですが、制約とか何かあるんでしょうか。

岩淵総務課長 (2)はリスク管理の話ですので、評価と管理の分離という観点から、基本的にはそれぞれがやるということだと思います。ただ、3のところでございますように、総合的マネジメント、横断的なリスクコミュニケーションの促進というのがございますけれども、そういう観点はあると思うんですが、個別のリスク管理機関のここに書いてあるような取組は、やはりリスク管理機関で行うと。むしろ、そこははっきり分けた方がいい

いのではないかと考えて、このような記述にさせていただきます。

梅津事務局長 今回の点は、総論の基本的な考え方のところ、委員会、リスク管理機関は相互に連携してリスクコミュニケーションの更なる促進を図るとか、そういうリスクコミュニケーション全体についての方向性を1に書いているわけでございます。その後は、1つの評価を担う委員会と具体の規制を担うリスク管理機関が、それぞれの役割に応じたリスクコミュニケーションをどうするかということを書いている。実際の現象形態として、両者が合同でやるということは当然あるわけでございますけれども、意味合いはちょっと違うということを書き分けているというふうに御理解願えればと思います。

富永座長 よろしいですか。ほかに。

それでは、次へ移らせていただきます。第4の項目、6ページですね。「緊急の事態への対処等に関する体制の整備等」、この項目について御意見ございますか。

特にないようでしたら、次へ移らせていただきます。7ページ、第5「関係行政機関の相互の密接な連携」、この項目はいかがでしょう。また、何かございましたら、最後に時間が余ったときに御意見をお聞きます。

8ページ、第6「試験研究の体制の整備等」、ここはいかがでしょう。

寺尾委員長代理 内容ではないんですけれども、ここに書かれていることを実効あるものにするために、やはり日本においてどういう研究者がどういう研究をやっているか、そういうものの資料をちゃんと集めておく必要があるのではないかと思いますので、そのところも一つ、文章に書き込むことではないと思いますけれども、お願いしたいと思えます。

富永座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

門傳専門委員 第6でいいんですね。「基本的考え方」の研究者の育成、確かにここは試験研究の体制だから、ここの人材育成は勿論そうなんですけれども、先ほど触れましたが、リスクマネジメントでの人材育成の部分が、多分全体で触れられていないと思うんですね。いろいろ体制をつくってもやる人間、研究者プラスそれをマネジメントする人間の育成というのが欠けていると思うんです。そういった部分をたっぶりきちんとやらないと、せっかく評価されたものであったり、研究されたものが生かされないということであってはいけないと思いますので、そういったマネジメントする人材の育成もどこかに入れ込んでいただければと思います。

富永座長 第6は試験研究の体制ですから、第5の項目ぐらいに追加するとすれば追加

することになりますね。この点につきましても、事務局に後ほど御検討いただきたいと思
います。ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。

それでは、次へ移らせていただきます。9ページ、第7「国の内外の情報の収集、整理
及び活用等」、この項目についてはいかがでしょうか。

伊藤専門委員 情報収集ということで、世界に冠たる権威のある機関からの情報なので
問題はないと思うんですけれども、今年の春、社内で中国にも出店していますので、SARS
対策プロジェクトの事務局をやったときに、最終的に出張OKの判断を出すに当たって、
WHOの情報を中心にして、それから、現地の日本人の情報を中心にしてOKにしたんで
すけれども、社内で別の意見が出てきまして、WHOよりCDCの意見の方が重要なんだ
と言われまして、そういう詳しいことはよく知らなかったものですから、そういった意味
で、正確度というのですか、情報の精度という部分もかなり踏み込んで情報収集ができる
ような体制を組まれた方がいいのではないかと考えていますので、よろしく願います。

富永座長 いい御意見ですね。

ほかにございませんか。

渡邊(秀)専門委員 この部分データベース化、一元的に収集して整理・分析及びデー
タベース化ということになっておって、これはこれで必要だと思いますけれども、国民の
側からもいろいろ知りたいという部分について、相談に乗るような消費者の何が知りたい
のかと言っていることが、要するに専門的に言うとうどういうバックグラウンドがあるのか
ということについて、こういう一元的に収集したデータベース化した資料等に基づいて、
こういうことなんですよということを知りたいことを手助けしてくれるというような体制
等も必要ではないかと思しますので、その点もちょっと書き込んでいただけたらなと思
います。

富永座長 この点につきましても、検討していただくことにしたいと思います。

ほかに御意見、コメントはございませんか。

それでは、次の項目に移らせていただきます。10ページの第8「表示制度の適切な運用
の確保等」、この項目について御意見を願います。

門傳専門委員 表示なんですけれども、当然いろいろな事情があって変わることはいい
んですが、実際にあったんですけれども、私などでも消費技術センターに問い合わせ、
例えば私だったら宮城ですから仙台でOKになっても、関東で売っていたら、埼玉のある
保健所からお宅はペケと言われたことがあるんです。それで直せと言われて直したことが

あるんです。大変難しいことだと思うんですが、表示制度が変わった場合に、消費技術センター及び保健所等々統一な見解をできるだけ、完全に統一ということは数多くの食品、数万点、数十万点ですから無理だと思うんですが、できるだけ見解が違わないように、そのときも仙台でOKをもらったんだと言っても、いや、だめですと言われて、結果直さざるを得ないというのが結構あるんですね。組織によって違ったり、人によって違ったりすることがくれぐれも、ゼロということはないと思うんですが、少なくなるように是非お願いしたいと思っております。

富永座長 深刻な御意見ですね。

武見専門委員 今のことに若干関連するかもしれないんですが、11ページの3「違反に対する監視及び指導」の最後の文言「地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化」というのが、前回までの意見を踏まえて加わったということなんですが、今回の文章の中に非常に「連携」という言葉がたくさん出てくるわけで、実は連携というのは何をやるのかというのが明確に示されていないと怖い言葉だという気もするんですが、ここは「協力体制の強化」という少し具体的な表現になっていますよね。何か意図があってこういう文言になっているのでしょうか。意図があってきちんと使い分けがあるのであれば、それはそれでいいと思うのですが。

富永座長 いかがでしょうか。

岩淵総務課長 この表示の監視・指導についての窓口の一元化とか、どちらの窓口でも同じお答えができるようにするというような体制をつくりましたという御説明が前回、農林水産省の方からございましたので、その話を入れるという趣旨でここに書いたんです。連携は一般的には連携ですけれども、具体的にそういう取組をこれから進めていかれるというお話があったので、こういった表現にしたということでございます。

武見専門委員 連携の一種ですね。意図はわかりました。

伊藤専門委員 今、現場では衛生管理といいますか、とにかく食中毒防止対策とか、そっちよりも表示の問題の方がウエートが高くなりつつあるような嫌いがありまして、原産国表示、それから、原産地表示、アレルギー表示、添加物表示、遺伝子組換え、栄養成分表示、それから、昨日はどこかの保健所がお店に入って、印刷されているラベルのポイント数が8になっていませんねとか、載せることはいっぱいあるわけで、そういった状況の中で、ここで食品衛生法、JAS法、景表法、あと薬事法とかいろいろなもの絡んでくるんでしょうけれども、今お話のあった連携という部分は、基本的には厚生労働省と農林水産省の間の表示に関する共同会議、我々も一部関係させていただいていますけれども、

いい方の成果が出つつあるとは見ています。ただ、ここの条文をざっと読んだときに、では、表示に関して食品安全委員会は何をやるんだというところがよく見えなかったんですが、その辺はあまり意識しなくてもいいんですか。

岩淵総務課長 表示そのものについて、評価の対象に入ることではないのではないかと。したがって、やはり表示の問題というのは基本的にはリスク管理の問題であって、おっしゃったようなリスク管理機関が相互にいろいろ制度が複雑になっているということもあって、十分話し合っただけで連携を持ってやると。

伊藤専門委員 では、先ほどの連携の問題も含めて、関係の省庁に適時アドバイスしていくというようなスタンスということではよろしいんですか。そういうイメージで。

岩淵総務課長 この表示の問題で委員会がアドバイスということは具体的に想定しがたいんですけれども。

和田専門委員 前回、私もこの表示のところではいろいろ発言いたしました。前回の御説明で表示そのものについてここで書き込むということではないのは十分承知しております。ただ、私自身も食品安全委員会と表示をどう役割として負うのかなという疑問がよくわからないまま前日も出席し、今日もこれを拝見しますと、とにかくわかりにくいものになっているということだけが非常に具体的に出てしまっているんですね。わかりにくくしなければいいのかということもありまして、書くからには私は、まだ安全性の確保の点からも不備な点があるということも指摘しておかないと、食品安全委員会とのかかわりというのがよくわからないし、先ほどのように何かあったときに、それでは、食品安全委員会が表示の制度なり具体的な表示について、リスク管理の行政機関にものを言うことができるのか、できないのかというようなことになってくると思うんです。私は、安全確保の面からもまだまだ不備な面があるということを感じていますので、表示をここにこれだけ役割として書くのであればわかりにくいのと、もう一つ、不備な面というのはやはり指摘しておかないと、よくわからないことになってしまうのではないかなと受け止めましたが、いかがなんでしょうか。

富永座長 後ほど事務局の方で、和田専門委員の御指摘の点を検討していただきますけれども、今ここで何か事務局の方からコメントはございますか。

梅津事務局長 今、総務課長からありましたように、表示そのものは評価の対象にはなりにくい面がありますので、基本法でもなぜ 18 条に表示が書いてあるかと言えば、食品の表示が食品の安全性の確保に関し、重要な役割を果たしているという、典型的に言えばアレルギーの問題とかその他の問題があるわけがございます。したがって、直接表示の内

容にこの委員会が評価という形でコミットするのは制度的になじまないと考えられます。先ほど申しました一般的なモニタリング、勧告あるいは一般的な意見具申という中で、評価をしてその結果をリスク管理機関に通知する、その実効性を確保するための措置をとる、ところがそれが十分に実行されていない、その評価の結果が生かされていないというような場合に、例えば、安全のところだけを活字を大きくしろということが直ちに合理的かどうかわかりませんが、食品の安全という観点から、リスク管理措置を実行する上で表示が不十分あるいは不適切であるという場合に、調査審議の上意見を述べるあるいはモニタリングの上勧告するというような形が想定されると思います。日常的なルールの問題の表示は、あくまでもそれぞれの表示法を担当するところの責任においてきちんとやっていただくという役割分担になるのではないかと思います。

富永座長 もし、厚生労働省の方からございましたら。

中垣基準審査課長 先ほど和田委員から、表示に不備があるという御指摘を賜ったのでございますけれども、ここで 10 ページの 1 「基本的考え方」のところ、第 1 パラグラフは我々の共同会議に行きたいきさつが書いてございます。すなわち共同会議の発足の元となった考え方というのがわかりにくいと。その上で、共同会議を設置してという経緯が書いてありまして、結論としては、安全確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、わかりやすいものとなるようにという形で書いてあるわけでございます。その辺りで御勘弁をという趣旨なんです、正直申し上げて、安全に関する表示に不備があるという判断をこの場でやられてしまいますと、私ども相当つらい立場になってまいるわけで、最初から申し上げておりますように、ここは表示の是非について議論する場ではないという観点から、よろしくお願ひしたいと思ひます。

和田専門委員 わかりました。

富永座長 ありがとうございます。

海津専門委員 大した問題ではないのかもしれないんですけども、この第 8 になってから一応、消費者対事業者という形になっているので「国民」という表示をせずずっと「消費者」という書き方がなされているかと思うんですが、1 「基本的考え方」の最後のところ「広く国民からの意見も聴きつつ」と、ここでいきなり「国民」がぼんと出てくるんですけども、この場合わざわざ「国民」と使っているのは、消費者・事業者双方の意見をまとめるという意味で国民を使いたかったのか、それとも単に「広く」というのは国民とつながってしまっているのか、それでぼんと入ってしまったのか。もし意味を持って使っているのであればそれでいいと思ひますし、消費者から意見をもっと広く聴きたいよ

という意味で書いてあるのであれば「消費者」と書いた方が、より対象がクリアになっていいのではないかと思うんですけれども。

中垣基準審査課長 先生御指摘のとおり、ここの項というのは事業者、消費者あるいは流通業者、関連する事業者すべて含んだ考え方でございます。表示でございますから、限られたスペースに必要な情報を盛り込むという観点から申し上げますと、どうしても事業者、消費者双方の考え方を聴かなければならないと考えております。

ただ、文章といたしまして、そこをもっとクリアにするために「消費者及び事業者」と変えたらいいかどうかというのは、事務局と一緒に検討させていただきたいと思います。

富永座長 では、後ほどその点は御検討させていただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。それでは、11ページの第9「食品の安全性の確保に関する教育、学習等」、ここについてはいかがでしょうか。

武見専門委員 3か所あるんですけれども、1つは、今の言葉遣いに近いものなんですが、最初の「基本的考え方」の2行「食品の安全性の確保を図るためには」云々、ここは国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者と並んできて、例えば関係団体のようなものは、位置づかないのでしょうか。それぞれの立場で責任と役割をとということであれば、やはりきちんと並べていただくようなことが必要だと思います。そのために、この委員会にもいろいろな団体の代表が入られているわけだと思いますので。その辺は整理をしていただくときに、もう一度検討していただきたい点です。

それから、2の項目の(3)と(4)については、前回のディスカッションを受けて加えられた項目だという御説明だったんですが、こういう(3)とか(4)のような具体的なことが入るのは、実際にいろいろな形で物事が進む上で重要だと思うんですが、(3)のところ、一方で、学校教育の中で食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める、そのために栄養教諭制度の創設とか学習教材の作成となると、場合によっては栄養教諭制度を狭くとられるようなおそれがあるのではないかという辺りが、逆に懸念されるような気もいたします。どういう判断でこういう表現になってきたのかということをお伺いしたいと思います。

それから、(4)についても具体的なんですが、一番最後の2行の「食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発教材の作成等の取組を推進する」という記述について、例えば、この体験学習は誰に対して何をやるのか、こんなに詳しく具体的に書かれてくると、その辺が気になるところなんです、御説明いただければと思います。

富永座長 では、ただいまの3点について事務局の方から。

岩淵総務課長 まず、最初の国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費税に加えて団

体の役割ということなのですが、実は、食品安全基本法の中で関係者の責務及び役割という規定がございまして、それで1条ずつ実は書かれています。第6条が国の責務、第7条が地方公共団体の責務、第8条が食品関連事業者の責務、あと第9条で消費者の役割ということで、そういう趣旨で基本的考え方のところでは法律に沿って書いたということなんです。

武見専門委員 ただ、教育と学習を進める上での基本的な考え方ということなので、あってもよろしいのではないかと思います。

岩淵総務課長 したがって、この並びではなかなか入れがたいと思いますけれども、検討いたしたいと思います。

それから、11 ページの3の(3)の栄養教諭制度の創設の趣旨に関してなんですが、この委員会は、もともと食品の安全性の確保という観点をそもそも食品安全委員会が持っておりますので、そういう観点から、これらの取組を推進するということが書いてあるだけでございまして、栄養教諭制度そのものが全体としてどういう趣旨・目的を持っているかというところまで、ここで決めているという趣旨ではないということでございます。

姫田消費者情報官 (4)の農林水産省の取組ですが、(3)が文部科学省の取組ということで学校教育ということで限定されております。(4)につきましては、食品供給行程ということは、あるフードチェーン全般ということで農業の生産、途中の加工、流通、すべての行程について、ですから、ここの各段階というのは、すべての行程についての体験学習をやっていこうということ。そして、対象も小・中学生ということではなくて、赤ちゃんからお年寄りまでということで、すべてのということで考えておりますので、あえて対象を書いていないということでございます。

富永座長 文部科学省の方から何かコメントはございませんか。

小熊学校健康教育課課長補佐 文部科学省でございます。栄養教諭の役割につきましては、食品の安全の確保に関するものだけではないというのは委員御指摘のとおりでございますので、ここは先ほど岩淵総務課長さんの方からお話がありましたように、限定されるものではないということですが、表現ぶりにつきましては、また事務局の方とも相談させていただければと思います。

武見専門委員 具体的であることは望ましいと思いますけれども、そのことが逆に矮小化されるきっかけにならないようにというお願いだと受け取っていただければと思います。

羽生田専門委員 関連なんですけれども、今の学校教育のところでは、私も今、武見委員が言われたことと同じことを感じておりまして、学校教育の中では安全性の確保の教育で

はなくて、食品全般の教育という中で、この安全の確保というものも入ってくるというところから是非教育のところには書いてほしい。それは私も感じていたものですから申し上げます。

富永座長 同感ですね。

近藤専門委員 今の第9の3の(4)ですが、この追加された部分の農林水産省の話の中で、取組の中で赤ちゃんからお年寄りまでの全部の方々の教育的内容なんですけど、その農林水産省の取組が追加されて、これによって食品の安全性がどのように確保されていくのか、そこら辺のことを具体的な例示を示していただければありがたいと思います。

姫田消費者情報官 具体的な例示ということですのでお答えいたしますと、例えば、今私ども農林水産省で消費者相談窓口というものをつくっております。その中で、例えば、こういう賞味期限が切れた食品について、これは食べられるんですかというような御相談がよくございます。そういうときに、昔ですとちょっとなめてみて酸っぱいとかそういうことで食べられるか、これはだめだということがわかっていたわけなんですけれども、なかなか食そのものを体験的に理解できていないということでございます。ですから、例えば先ほどの表示とか、そういうことを理解する上での基本的な人間としての生きる力をどう与えていくかということ、あるいは生産行程を理解することによって、こういうふうな生産行程によってどう理解していくかという基礎的な知識を皆さん方につけていただくということが、安全につながってまいるのではないかと考えております。

門傳専門委員 2のところなんですけれども、「委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等」とあるんですが、実際にここで教育とか学習をする場合に、特に地方公共団体の主催でやるものとか、食品衛生協会が主催でやる講習というのは今非常に人気があって、我々役に立つことが多いんですね。ですから、そういったものもここに入れた方がいいのかどうかということをお検討いただくのが1点。

あと、学校での食品の安全性とありますが、基本はやはり家庭のはずなんですよね。家庭、学校、地域がそれぞれしっかりと役割分担を応分にやらないといかんわけですから、食の基本はやはり家庭ですので、本来は書くまでもないんですけども、今はこういう事態ですので、家庭の役割もきちんと書いていただかないと、全部学校だとか行政に安全・安心を丸投げされたような格好では困るので、基本は家庭だぞというのをやはり書く必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

富永座長 事務局、いかがでございましょうか。特に家庭のことを書くのは難しいかもわかりませんが。

岩淵総務課長　ここは、政府の取組を書くものですので、どうしたらよろしいでしょうか。

富永座長　全体の枠組みはよく御理解いただいていると思いますので、ここは政府の取組を中心にということで。

羽生田専門委員　今、門傳委員が言われたのはそのとおりだと思うんです。ですから、例えば3の(2)の衛生月間のところで「家庭」という文字は私は入れられるのではないかと思うんです。ですから、この辺に少し工夫をして、家庭が基本であるというのは今言われたとおりだと思いますので、この衛生月間というのは家庭からの取組だろうと思うので、そこに何とか文言として入るのではないのでしょうか。

富永座長　では、この点につきましては、事務局の方で十分検討していただきたいと思っています。

海津専門委員　前回も少し触れたかと思うんですけれども、この第9に関しては基本的に消費者の学習・教育がポイントになっていて、食品関連事業者に関しては流通に関しては大変厳しい法律の縛りができて努力義務があるんだよという御解説もいただいたんですけれども、では、生産者の方の学習の機会みたいなものは、法律の規制の中に何か盛り込まれているのかとか、農林水産省の方で何か考えられているのかとか、もし、考えられていないのであれば、ここでちょっと触れてみてもいいのではないかと思うんですけれども。

富永座長　農林水産省の方、いかがでございましょうか。

姫田消費者情報官　むしろ学習ということではなくて生産者も、例えば農薬でも今回農薬取締法を改正いたしまして、従来は農家の生産者の場合、いわゆる使用できない農薬について散布した場合罰則規定などはございませんでしたけれども、今回、罰則規定がかかっているというようなこと、あるいはその前段として国・地方公共団体から指導、そして勧告したり、最終的に罰則を受けるというようなことで、それぞれの生産者としての責務がかかっております。ですから、そういう意味で、ここは生産者が教育を受けるという以前に、生産者側は当然、指導を受けたり、最終的には罰則規定があるという責務があるということと、もう一つは、我々行政としてはそういうことの周知徹底を図っていくと。そこは教育ではなくて、産業としての周知徹底を図っていく必要があると考えております。

伊藤専門委員　この教育・学習、それから、あえてつけ加えれば啓蒙という言い方もできると思うんですけれども、極めて重要だと考えております。といいますのは、まずは学校教育とかいろいろ家庭の問題とかありますけれども、まずは社内、それから、メーカー、お取引先様、こういったところへの徹底が、例えば8月29日に改正食品衛生法が施行さ

れているわけですが、そういったことまで集めて話をしなくてはいけない状況に現状はあります。たまたま改正された条文を全部読むわけにはいきませんので、茨城県のある保健所がパンフレットをつくってくれました。それをざっと読むとポイントは、自分でもっと勉強しなさいよと書いてあります。それから、自主的にいろいろな検査もどんどんやりなさいと書いてあります。それから、いろいろな事故やトラブルあるいは検査の記録については、きちんと保管して残しなさいと書かれています。もう一つは、罰金が1億円になったよというのがあるんですけれども、そういったことも伝えていかないといけない現状があります。まず、食品衛生法が改正されたことぐらいは知っておきなさいよ、そこから始まるわけですよ。今の縛りがあっても、なかなか実態はそれに伴っていません。現状を見ますと、DNA鑑定を知らずに「ダナ鑑定」と言う人もいます。それから、お客さんの中にはサザエを電子レンジに入れて爆発したとか、そういった問題も含めれば、この問題が非常に重要だと思っています。いろいろな会合を通じてお話をさせていただいています。今後は報道パブリシティも活用させてもらわないといけないのかなぐらい思っております。

ただ、そんな中で、成果が上がるかという部分が一番問われると思うんですけれども、これは嫌みではないんですが、予算があるからパンフレットをつくったというレベルは見ればわかってしまうわけですよ。たまたま非常にすばらしいのがありましたので、別に宣伝するわけではありませんけれども、表示の問題で群馬県が300円で作っている表示の小冊子があるんですけれども、非常によくできていて、具体的ですばらしい内容だったので、社内の関係のメンバー全員に配付するくらいの手を打っていますけれども、そういったことまで含めて、この部分には是非、力を入れていただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

寺尾委員長代理 3の(3)に関係することだと思いますけれども、これは意見ですが、最近中学・高校で使われている副読本の内容がひどいという話をあちこちで聞きます。ですから、実際に副読本の記述内容についての調査をやるべきではないかと思うんです。ですから、(3)の最後に「学習教材の作成等の取組を推進する」というのがありますが、これは「正しい学習教材」という表現の方がより正確のような気がしますけれども、そのためにやはり実態をよくする必要があるのではないかと思います。

小熊学校健康教育課課長補佐 今、教材のお話が出ましたけれども、先回の会議で私も小・中学生に配らせていただいている学習教材について簡単な御説明を申し上げたところでございます。その中では、食品の安全性についてもいろいろ配慮していきたいと考え

ているところでございます。

また、副読本につきましては、国がどうこうと言うものではございませんで、学校で選択されるものということでございますので、これは教育委員会の届出もしくは承認という手続も必要になっていることでございますけれども、そういった点も御理解をいただいた上で御検討いただければと思います。

門傳専門委員 細かいことなんですが、学校教育でパソコンを使っているこの食品などをやっているんですけれども、私のように田舎の学校だとまだ ADSL が入っていないで、回線が足らなくて、こういったものに非常に時間がかかってしまって、せっかくパソコンがあっても十分使い切れていないというのがあるんですね。これは、どこのどういう予算でやるのかやらないのか、ちょっとわからないんですけれども、これだけにとどまらないで、せめて学校には優先的にそういったものをできるように、誰が働きかけるのかわからないんですけれども、そういったことをやっていただかないと、非常に我々困っているという現実があります。回線をつなぐのに時間がかかってしまって、授業時間が終わってしまうんですね。やりたくてもやれないというのがあるので、非常に細かい話で申し訳ないんですけれども、何かの節には是非そういうことがあるぞと伝えていただければありがたいと思っています。

富永座長 というわけで、門傳専門委員からは要望ですね。それも機会があれば、是非お考えいただきたいということでございます。

ちょっと時間が過ぎておりますけれども、どうぞ。

山本専門委員 最後の環境のところでもよろしいですか。

富永座長 いえ、まだそこには行っておりませんので。

山本専門委員 もしあれでしたら。

富永座長 では、第9を終わりますして、最後の第10「環境に及ぼす影響の配慮」につきまして、山本専門委員どうぞ。

山本専門委員 これは、ここの部分と一番最初の影響評価と2つあるんですけれども、実は今、食品産業の中、特に水産業はそうなんですが、環境に及ぼす影響よりも環境から受ける影響の方がはるかに高いんですよ。2つありまして、生産段階のリスクを評価するときに、環境から受ける影響の評価を入れておいていただきたいということが1つです。

それから、もう一つは、食品産業全体が環境から受ける影響、たまたま物理的状況として放射線の話が出てきますけれども、環境汚染に基づく水産物の汚染というのは、我々にとってかなり深刻な問題でございまして、これは1つは他産業から受ける、他産業が環境

に及ぼす影響が、逆に我々食品業として影響を受けるということを、環境に対する影響の中で、やはり環境影響の配慮の中でちょっと盛り込んでいただければ大変ありがたいと思うんです。やはり食品の安全ということを考えたときに、食品産業と関係団体だけではなくて、他の産業がどういうふうに食品産業に影響を及ぼしているかということ、これから真剣に考えていかないと、食品産業だけでこの安全性を全部担保するという事は非常に難しくなりつつあると。産業廃棄物の焼却に伴うダイオキシン問題などというのも、これから出てくるんだと思うんです。やはり2のところから環境から受ける影響という項目も設けていただいた方がいいのかなと考えているんですけれども、もしできましたらよろしくお願いいたします。

富永座長 山本専門委員からの御要望ですので、後ほどまた事務局の方で、その点についても御検討いただきたいと思えます。

梅津事務局長 大事な御指摘なんです、この20条の環境に及ぼす影響の配慮というのは、今、山本先生から御指摘があったところとちょっと違ってまして、受ける方の影響はまさにリスク評価の対象なんです。例えば、カドミウムとか重金属あるいは今おっしゃったダイオキシン、その他の内分泌かく乱物質、それから、肥料、例えば汚泥からつくる場合には汚泥肥料、さまざまな受ける側として問題は当然あると思えます。それはリスク評価の対象として必ずしも法定の必要的諮問事項だけではなくて、それ以外の独自の評価、そこまで至らなくても重要事項の審議、そういう中でとらえていくべき課題かなということ、ここで環境に及ぼす影響というものとちょっとカテゴリーが違うので、やや座りが悪いような気がするということも御理解願いたいと思えます。重要性は十分認識しております。

富永座長 ほかに御意見ございますか。

内田専門委員 すみません、最後の最後で。12ページの真ん中辺の「循環型社会形成推進基本法」なんです、これは広い基本的枠組み法で、家電リサイクルとか容器包装リサイクルなども入ります。それで、農水省の出した食品リサイクル法、正しくは食品循環資源再生利用促進法と言うんですけれども、山本委員や伊藤委員はよく御存じだと思いますが、外食産業とか食品関連産業から排出される生ゴミなどを食品廃棄物について飼料などの再資源化を義務付けるという法律なんです、食品の残渣を減らして環境の負荷をより少なくするという事を促す意味で、これを少し添えていただければいいかなと思うんですが、関係省庁の方に説明いただければ嬉しいんですが。

佐藤消費・安全政策課長 今、委員から御指摘がございましたように、食品リサイクル

法というのは趣旨としてはまさにそのとおりかと思っております。食品の資源の有効利用を図りまして、環境への負荷をなくすとともに、肥料だとかあるいは飼料に使っていくということでの循環型社会を形成するという意味では、そのようなことになろうかと思えます。これにつきましては、また事務局の方と御相談させていただければと考えております。

富永座長 そうですね。よろしく申し上げます。

ほかにございますか。

和田専門委員 前のところでよろしいでしょうか。私が一番初めに質問しました、一般の人がこういうことについてリスク評価してほしいというのは直接提案ができるということでしたけれども、提案したときに、それが食品安全委員会で取り上げられるのか、全部取り上げられるのか、それから、取り上げられるかどうかの仕分けが提案した人に届くかどうか、その辺のところを伺いたいと思えます。

岩淵総務課長 食の安全ダイヤルに寄せられた評価対象も含めてですけれども、内容については、まず、各委員のところまで情報が報告されます。ただ、実際に何を自ら評価対象として取り上げるかという検討は、そのほかにもいろいろなルートで御意見があるでしょうし、あるいは当然のことながら、この委員会で行っている情報収集、海外の新たな知見とか危害情報なども含めて、優先度を考えて決定する必要がある。これは、この基本的事項の中でも定期的にそれを点検するということを今後していこうということが盛り込まれておりますので、そういった形でオープンになるということをございます。今の段階ではまだ、この委員会の場で自ら評価を行う対象についての検討というのは、そういった形ではやっておりません。

梅津事務局長 加えて、例えば私どもが委嘱しています食品安全モニターから随時あるいはアンケートの過程として御提案があった場合には、評価を必要とするかどうかについても検討した上で、なるべく直近の委員会であるいは月末にまとめて公表するようというようにしておりますけれども。

和田専門委員 提案した人が、議題に上ってきたから採用されたんだなということではなくて、もし対象ならなかったときに、どういう理由で対象にならなかったのかというのがわかるようなことに是非していただきたいと思えます。

門傳専門委員 最後をお願いなんですけど、ポジティブリスト制のところを書いてあるんですけども、参考資料でも 10 ページにはあるんですけど、できればもうちょっとわかりやすいポジティブリスト制のことをこれにつけ加えていただければ非常にありがたいと思えます。

富永座長 御要望ですね。

ほかにございますか。それでは、本日は最初に事務局から御用意いただきました基本的事項に盛り込むべき事項の意見の素案を御審議いただきました。本日も各専門委員から大変いい御意見がたくさん出ました。これまで同様、本日各委員から出されました御意見は、もう一度事務局の方でもよく検討していただきまして、意見の修文、改訂版をつくっていただきまして、それを時間的制約もございますので、あとは座長の私と福土座長代理にお任せいただきまして、委員の先生方を代表しまして事務局とやりとりをして最終案をつくりたいと思うのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

富永座長 では、そういう手続で、後の事務を進めさせていただきます。

あと、これが終わりました、どういう手続でどうなるのか、スケジュールも含めてあるいは次回の専門委員会はいつごろ開催されるか含めて、事務局の方から御説明いただけますか。

岩淵総務課長 どうもありがとうございました。今、座長からお話ございましたとおり、この専門調査会としての最終的な意見の案を座長、座長代理と御相談して固めていただきまして、これを食品安全委員会の寺田委員長に座長から御報告いただきます。委員会は明日もあるんですが、明日は間に合いませんので、来週 11 日の委員会に予定しております。委員会で改めて食品安全委員会としての意見を御審議いただきまして、ここで意見を取りまとめいただきましたならば、これで内閣総理大臣あてへの意見ということが出るわけでございます。その後は、食品安全委員会の意見が出ましたので、あとは内閣府におきまして閣議決定の案、基本的事項の案として改めて作成するわけですが、その際、国民からの意見募集も行うという予定でございます。そういった手続を経ていきまして、来年の1月中には閣議決定まで進めたいということで作業スケジュールを組んでいるところでございます。

それから、この企画専門調査会の今後のことでございますが、毎月大変精力的に審議いただきましてありがとうございます。1月はお休みと考えております。2月から3月ぐらいにかけて、来年度の食品安全委員会の運営に関する年間計画につきまして、また御審議をお願いしたいと考えております。皆様の御都合をお聞きして日程調整いたしまして、改めて御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

富永座長 ありがとうございます。

本日は少し時間が超過いたしましたけれども、各専門委員から本当にいい御意見をいろ

いと出していただきました。今、事務局から御説明のような手続で今後の作業を進めさせていただけたいと思います。

これで第5回の専門調査会を閉じさせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。